第5部 計画推進の方策
～市民と行政がともに歩むために～

「計画推進の方策」の構成

基本計画の「重点プロジェクト」や「５か年で取り組む施策」を着実に推進するための方策を「計画推進の方策」として示しました。

章　基本構想における計画推進のための「基本目標」

節　目標を実現化するための「基本的な方策」

第１章　効率的・効果的な行財政の運営

第１節　行政の効率化の推進
第２節　財政の健全性の確保

第２章　協働によるまちづくりの推進

第１節　情報の共有化
第２節　市民参画の推進
第３節　協働と新たな自治の推進

第1節　行政の効率化の推進

公平かつ公正な行政経営を行うため、行政手続きの透明化や、各種計画への市民意見の反映などに取り組みます。また、情報通信技術の発展など、時代の流れに対応した行政システムのあり方を検討し、市民サービスの向上に努めます。

1　適切な行政経営

▶ 基本的な考え方

近年、市民ニーズが多様化・高度化する一方で、財政状況は厳しい状況にあります。このため、組織のスリム化やコスト意識をもった行政の取り組みが必要となっています。

そのような中、行政が取り組む政策・施策・事務事業について目的や成果を十分に整理し、次年度以降の事業推進に成果が反映できるような市民満足度の高い行政経営が求められています。

また、その実現の方策として、生活者の視点から真に必要とするものに対して行政資源（職員・予算等）の重点的配分や公平かつ公正な事務事業の推進が求められています。

▶ 具体的な方策と内容

○　行政の責任領域の見直しや組織機構の整備に努めるとともに、民間委託等の拡充を図り行政のスリム化を積極的に推進します。

○　定員適正化計画を推進するとともに、サービス精神及びコスト意識の醸成を図るなど職員の意識改革に努めます。

○　成果重視の行政経営の実現の方法として、マネジメントサイクルシステム※を実践し、政策課題への的確な対応と効率的かつ効果的な施策の展開を図ります。

○　本市が人的及び財政的に関わっている第三セクター等については、設置目的・経営状況・市の関わり方を検証し、団体の経営改善や統廃合の検討を促します。

○　契約業務においては「制限付一般競争入札」を試行するとともに、国・県などの動向を踏まえ、地域経済への影響や地場企業の育成にも配慮し、公平かつ公正で、適正な競争が行われるよう、より改善を加えていきます。

※マネジメントサイクルシステム
Plan(計画) → Do(事業の実施) → Check(評価) → Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、これまでのPlan(計画) ・ Do(事業の実施)に偏っていた行政活動を、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけるシステムのこと。

主な取組み

・組織機構の見直し
・市役所業務の民営化等推進（八代市版市場化テスト）
・「定員適正化計画」の推進
・第三セクター等の見直し
・指定管理者制度導入の推進
・行政評価の検討・導入
・制限付一般競争入札の試行

2 行政の高度情報化

▶ 基本的な考え方

ブロードバンド（高速・超高速な通信回線及びサービス）の整備がすすみ、インターネット利用の拡大、高機能の携帯電話の普及など市民生活における情報環境は急速に変化しています。

このような社会情勢のなか、各種行政手続きの電子化やセキュリティ対策の強化が望まれており、多様化・高度化する市民ニーズに対応するためにインターネット等のICTを活用した情報システムの構築や安定運用を図り、すべての市民が情報化の利便性を享受できるよう安全で利用しやすい環境づくりをすすめる必要があります。

▶ 具体的な方策と内容

○　行政手続きの効率化のため各種情報システムの検討と、システムの安定運用を推進します。
○　インターネット等を利用して各種行政手続きができるよう、電子自治体の構築を推進します。
○　インターネットの利用増大によりセキュリティ侵害が大きな課題となっており、個人情報の保護に努めるとともに、セキュリティ対策の強化を図ります。
○　情報を活用することが苦手な人でも情報化の利便性を享受できるような環境づくりをめざします。
○　情報システムを充分に活用できるよう職員の情報活用能力の向上を図ります。

主な取組み

・セキュリティ対策の強化
・行政手続きの電子化
・情報システムの安定運用・充実
・情報活用能力研修の実施

3 職員の資質の向上

▶ 基本的な考え方

現在、市では職員一人ひとりの能力を開発、向上させ、組織全体の総合力を高めるため、各種の職員研修を行っています。

また、多様化・高度化する市民ニーズに対して迅速かつ満足度の高い対応ができる職員の育成と組織の活性化を図り、市民サービスの向上に努める必要があります。

▶ 具体的な方策と内容

○　職務遂行能力・政策形成能力・マネージメント能力等の向上のため、階層別研修・特別研修・派遣研修等の職員研修の充実を図ります。

○　自主性・自律性の高い行政経営を行うため、人材育成基本方針に基づく能力開発や職場研修の充実に取り組みます。

○　職員の能力や実績を適正に評価できるよう人事考課制度を充実させ、人材育成の強化を図ります。

主な取組み

・職員研修の充実　　・人事考課制度の充実

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
情報活用能力研修の実施	180人	800人
職員数	1,306人	1,080人 ※H27目標値

みんなでとりくもう

■　行政に関するさまざまな情報を、広報誌やホームページなどでチェックしましょう。

第2節　財政の健全性の確保　財政

市民の満足度を高めるためには、自主財源の安定的な確保と歳出の抜本的な見直しを行い、財政基盤の強化を図ることにより、安定的な自主性・自立性の高い健全な財政運営をめざします。

1 収入の安定確保

▶ 基本的な考え方

国と地方の「三位一体改革」※の影響や本市の産業構造を考えると、歳入の主要な柱である地方交付税※や市税の伸びは期待できない厳しい財政状況となっています。

そこで、地域の特性を生かした独自のまちづくりと市民サービスを維持し、市民の財政に対する満足度を高めるためには、より適正な賦課と受益者負担に加え、厳正・公平な徴収体制を築き、効率的かつ的確な滞納処分をすすめることで収納率の維持・向上を図り、安定した財源を確保することが必要です。

▶ 具体的な方策と内容

○　市民の納税意識の向上をめざし、適正かつ公平・公正な課税に努め、自主財源※の安定確保を図ります。

○　市税等の収納率の維持・向上のため、徴収体制及び差押等の滞納処分の強化と口座振替の推進を図るとともに、新たな納入方法などを検討します。

○　使用料・手数料等については、住民負担の公平性を考慮しながら受益者負担の適正化を図るとともに、広告事業収入など新たな財源の確保に努めます。

主な取組み

・収納率の向上　　・税外収入の適正化

※国と地方の「三位一体改革」
国と地方の税財政改革を指し、具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減ならびに税源移譲を含む税源配分の見直しのこと。

※地方交付税
すべての自治体が一定のレベルで均一の行政サービスが受けられるように、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が一定の基準において各自治体に配分される制度のこと。普通交付税と特別交付税の二種類がある。

※自主財源
市が自主的に収入しうる財源であって、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金等をいう。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。

2 支出の見直し

▶ 基本的な考え方

歳入の伸び悩みに加え、社会保障経費などの扶助費※や公債費※の増加が財政を圧迫するとともに、市民ニーズの多様化から財政需要は増加していくことが考えられます。

そこで、「最小の経費で最大の効果」をあげるために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、事業の必要性、緊急性、優先度を考慮し、事業の見直しや支出コスト削減に努め、限られた財源を効率的・効果的に配分し、市民サービスの提供に努める必要があります。

▶ 具体的な方策と内容

○　事務事業について、その必要性やコスト、成果などの視点から評価を行い、見直しを図ります。

○　負担金、補助金等については、公益性などを十分精査し、目的を達成したもの、効果が少ないものなどについては積極的に見直しを図ります。

○　公共施設については、設置目的や機能を検証して、施設の処分や貸付等の有効活用を図ります。

○　公共工事については、必要性を検証するとともにコスト縮減に努めます。

主な取組み

・事業の整理合理化
・負担金、補助金等の整理統廃合
・施設のあり方と管理運営の見直し
・財源の効率的・効果的な配分

※扶助費・公債費

扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている経費。また、公債費は借入金の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費。扶助費、公債費は、人件費とともに義務的経費と呼ばれ、その増嵩は財政硬直化の要因となる。

財政

3 計画的な財政運営

▶ 基本的な考え方

現在の市民サービスを維持するには、多額の基金取崩しを余儀なくされている状況であり、このような基金に依存した財政運営を続けるには限界があります。

そこで、健全な財政運営を行うには、的確な現状分析を行い、中期的な財政計画や経営計画を作成し、財政に関する情報を市民と共有するとともに、行政と市民が一体となって、計画に沿った施策を展開する計画的な財政運営が必要です。

【市税収納率推移】

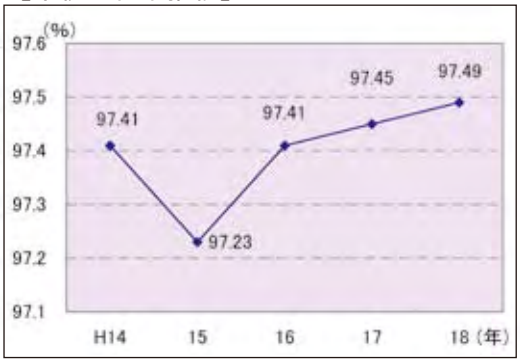

▶ 具体的な方策と内容

○　本市の財政状況の分析を行い、他の自治体とも比較検討することで、財政運営上の課題を検証し、解決を図ります。

○　国県等の動向を踏まえた中期財政計画を策定し、それに沿った施策の展開と財源の確保を図り、市民との協働により効率的・効果的な財政運営に努めます。

○　公営企業及び特別会計については、経営計画等に基づき、収益増加や経費節減等の経営改善に努め、健全化を図ります。

○　財政状況を公表することで、透明性を高め、財政の健全化に努めます。

主な取組み

・中期財政計画の策定　　・財政状況の公表

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市税収納率（現年度）	97.49%	97.66%

みんなでとりくもう

■　市税の納期内納付に努めましょう。

■　財政運営が適切に行われているか、市政に関心を持ちましょう。

第1節　情報の共有化

市民と行政との情報の共有化を推進するために、各種メディアを通じて市民に必要な情報を積極的に発信します。また、情報公開制度の適切な運営に努めます。

1 情報の提供と公開

▶ 基本的な考え方

市民が必要とする情報は、ますます高度化・多様化し、増大することが予想されます。そのような中で、市民の市政に対する理解と信頼を深めるためには、積極的な情報提供と適切な情報公開に努める一方、行政が一方的に情報を提供するだけでなく、市民も自由に情報を発信し、市民と行政、また市民相互の情報の共有化を図り、行政運営の透明性を高めることが重要です。

そのため、市政の状況や市民生活に必要な情報などを発信する機能の一層の充実と積極的な活用が必要となっています。

【八代市ホームページ・ＳＮＳサイト「ごろっとやっちろ」アクセス件数】

【ＦＭやつしろ】

広報・情報公開

▶ 具体的な方策と内容

○　広報誌やホームページ、八代ケーブルテレビ、FMやつしろ、情報プラザ等の内容の充実を図るとともに、各種報道機関等を通じた情報発信を推進します。

○　地域コミュニティの活性化を目的としたＳＮＳ※サイト「ごろっとやっちろ」の機能の充実に努め、市民間の情報の共有化を促進します。

○　市民と行政、市民と市民、それぞれが積極的に情報を提供できるような環境づくりに努め、情報の共有化や透明性の確保に努めます。

○　情報公開制度については、市民の知る権利を尊重するとともに、個人情報の保護を遵守しつつ適切な運用を図ります。

主な取組み

- 各種メディア（ホームページ、ケーブルテレビなど）を活用した情報の発信
- 広報誌の充実
- 八代市ホームページ運営事業
- 八代ケーブルテレビ運営事業
- 報道メディアの活用
- ＳＮＳサイト「ごろっとやっちろ」の充実
- 情報プラザの充実

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市ホームページアクセス件数	560,822件	600,000件

みんなでとりくもう

■　広報誌やホームページ等を通じて、行政情報を積極的に活用しましょう。

※ＳＮＳ
ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員登録制サービスを提供するウェブサイト

第2節　市民参画の推進

市民が、市政に積極的に参画できるようなシステムづくりをすすめます。また、市民の国際感覚の涵養を図ります。

1 市民参画の環境づくり

▶ 基本的な考え方

協働のまちづくりは、行政だけが行うものでも市民だけが行うものでもなく、お互い協力して行っていくものです。市民の要望や、地域の実情に応じた行政運営がすすめられるよう、市民一人一人が市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していくことが重要です。そのため、市民が行政のさまざまな分野で、意見や要望などを提案し参画できるような制度の充実や環境づくりに取り組む必要があります。

また、国際化の進展に伴い在留外国人が増加する中、友好都市をはじめとした市民レベルの国際交流を促進し、市民の国際感覚の涵養を図る必要があります。

【まちづくりワークショップ】

▶ 具体的な方策と内容

○　市民のニーズを的確に把握するため、市政への提言として、市民からの意見やアイディア、要望などの広聴活動の充実に務めます。

○　市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政を推進するための制度づくりをすすめます。

○　まちづくりに関わる重要な計画の策定や、市民の権利義務に関わる条例の制定に当たっては、懇談会やワークショップ※などを開催し、市民意見の市政への反映に努めます。

広聴・国際化

○　市民、行政、それぞれの意見を反映し、既存の諸条例との整合を図り、自治の基本理念、自治の仕組みやまちづくりの基本原則などを定めた条例（自治基本条例）の制定に向け取り組みます。

○　本市と北海市の友好親善を深めるとともに、両市の発展に貢献できる交流を継続的に実施します。

○　市民の交流事業への積極的な参加を促進し、相互理解を図るとともに、本市を訪問する外国人や在留外国人が円滑に活動・生活できるよう多文化共生のまちづくりを推進します。

主な取組み

・広聴活動の実施（手紙・メールの受け付けや市民との対話交流など）
・まちづくり出前講座の開催
・パブリックコメント制度※（市民意見提出手続き）の導入
・北海市交流事業の実施
・語学講座の開催
・生活情報ガイドブックの作成（英語版・中国語版）

【中国北海市との交流】

▶ 施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
まちづくり出前講座の開催回数	54件	65件
語学・国際理解講座参加者のべ人数（H18～）	15人	265人

みんなでとりくもう

■　市の各種計画に対し、積極的に意見、提案を提出しましょう。

※ワークショップ
Workshop。もともとの意味は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所をいう。参加者がともに討議し、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、参加者の前向きな意欲を引き出し、お互いの考え方や立場の違いを学び合いながら、提案をまとめる手法であり、その集まり（場）のこと。住民参加型まちづくりにおける合意手段の手法としてよく用いられる。

※パブリックコメント制度
市民の声を市政に反映するため、市の政策や施策を立案段階から公表して、市民からの意見を募り、その意見を踏まえて最終的な意思決定を行うこと。

第3節　協働と新たな自治の推進

市民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築きます。
また、市民の創意工夫によって、それぞれの地域における総合的なまちづくりを推進します。

1　市民と行政の役割分担の明確化

▶ 基本的な考え方

近年、地方分権の進展により、地方の自立が唱えられ、これまで以上に地方の責任と役割が求められており、多様化・複雑化する社会問題や地域課題の解決のため、市民と行政の協働によるまちづくりが、ますます重要となっています。

そのため、お互いの理解を深め、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係を築いていく必要があります。さらに市民と行政による協働のまちづくりの仕組みや方法の明確化が求められています。

▶ 具体的な方策と内容

○　市民の自治意識を育て高めるため、説明会などを通じて積極的な啓発活動に努めます。

○　市民と職員が協働によるまちづくりへの認識と理解を深めるための、研修会、講演会等を開催します。

○　協働事業をすすめる上での基本原則やお互いの役割分担を明確に示した制度づくりをすすめます。

主な取組み

・協働に関する啓発活動　　・パートナーシップ協定※の締結
・市民と職員の意識改革の推進（研修会・市民フォーラムの開催）

※パートナーシップ協定
行政から協働事業として単に委託されたものを受けて取り組んでいくのではなく、お互いが協議しながら文書化していくこと。

住民自治

2 新たな住民自治組織の創設

▶ 基本的な考え方

近年のめまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進、さらには、高齢社会の到来や大規模災害の発生、増加する犯罪や事故等など、既存の自治会単位では解決が困難な課題が発生しています。

このため、市民が「自己決定・自己責任の原則に則り、自ら地域のさまざまな課題に取り組み、自らの力で切り拓いていく」ことへの自覚と認識が求められています。

さらに、いくつかの自治会や地域活動団体、ＮＰＯ※・ボランティア団体、企業等と行政が連携しながら、より広い範囲での新たな住民自治組織の組織化を行い、地域特性を生かした総合的なまちづくりをめざす必要があります。

▶ 具体的な方策と内容

○　それぞれの地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応できる組織として、概ね小学校区単位を基礎とした新たな住民自治組織の設立を促進します。

○　新たな住民自治組織の設立に向け、住民・地域活動団体等への説明会や連携体制の調整など、行政によるサポート体制の充実を図ります。

○　市民と行政の協働のまちづくりやコミュニティ全般にわたる企画立案や施策の総合的な調整を行うために、専門部署を設置し、行政窓口の一本化を図ります。

○　新たな住民自治組織が積極的に活動できるよう、新たな支援制度を確立します。

○　新たな住民自治組織が、自主的に活動できる拠点施設の機能充実を図るとともに、自主的に管理・運営・企画等まで行えるシステムを構築します。

主な取組み

・新たな住民自治組織の設立支援
・住民自治推進実施計画の策定
・住民自治組織設立マニュアルの作成

※ＮＰＯ
Non-Profit　Organization。民間企業と違い営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行うボランティア団体や市民活動団体などの「非営利組織」をいう。

3 まちづくりを支える組織の育成と支援

▶ 基本的な考え方

市民の社会貢献活動への参加意識の高まりや多様化、複雑化する市民ニーズに対応していくには、行政の力だけでは限界があります。今後、活力ある地域づくりをすすめるためには、自治会や学校区を単位とした地域活動団体、また、新たな担い手として期待されているＮＰＯやボランティア団体などの市民活動団体の育成を図っていく必要があります。

また、まちづくりを支えるそれぞれの団体や企業、市民、行政が連携を深め、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して、協力し合いながら社会的課題の解決に取り組めるようにネットワークの構築が求められています。

▶ 具体的な方策と内容

○　地域コミュニティやＮＰＯなどの市民活動団体の育成・支援に取り組みます。

○　各団体の交流の場を設け、相互のネットワークの構築を図り、市民と行政が連携してまちづくりに参加する体制・基盤の確立をめざします。

○　各団体の取り組みや活動内容等を広く紹介し、より多くの人々の参加を促進します。

○　企業や大学等との連携を深め、それぞれが持つノウハウを活用し、相互に情報の交換を行い、地域の活性化と人材育成に取り組みます。

○　八代市の魅力ある豊かな風土・人材等の情報を積極的に発信するとともに、まちづくりを支える組織と連携を図りながら、地域の活性化につなげます。

主な取組み

・市民活動啓発　　・市民活動情報発信

・地域活動団体間のネットワーク強化

みんなでとりくもう

■　加(か)たって、語(かた)って、協働によるまちづくりをすすめましょう。